

議案第 95 号

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、議会の議員の期末手当に関して、国家公務員の指定職の給与改定に準じた改定を実施することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

第1条 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和
36年大口村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和
3年4月1日から施行する。

第1条関係

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

第2条関係

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>